

番号	
----	--

令和 8 年 4 月 1 日

## 契約結果調書

件名	令和8年度瀬戸市認知症地域支援・ケア向上事業業務委託		
契約日	令和8年4月1日		
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（365日間）		
履行場所	瀬戸市役所高齢者福祉課地域支援係		
予定価格	事後公表	2,016,000円	（見積書比較価格 2,016,000円）
契約金額	2,016,000円（うち取引に係る消費税等 非課税）		
受注者	50000009-0 一般社団法人瀬戸旭医師会 愛知県瀬戸市西長根町10番地		
契約の相手方 とした理由	別紙のとおり		
契約区分	総価契約（単年総価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業種	その他の業務委託等		
担当課	高齢者福祉課		
契約内容	1 医療・介護等の支援ネットワーク構築		
	2 相談支援・支援体制構築		
	3 認知症対応力向上のための支援		
	4 認知症及び若年性認知症の人が地域において役割を担い、「生きがい」をもった生活を		
	送れるよう、高齢者等の希望に応じ、これまでの経験や残された能力を活かした社会参加活動等を行うための体制整備		
備考			

## 業者選定理由

### 1 認知症地域支援・ケア向上事業とは

医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援並びに認知症である者、その家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）を配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的としている。

### 2 業者選定先及び随意契約理由について

地域包括ケアシステムの構築に伴い、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが必要です。

このため、本市では瀬戸市在宅医療・介護連携推進事業を、平成27年4月から一般社団法人瀬戸旭医師会（以下「医師会」という。）に委託し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進しております。

認知症地域支援・ケア向上事業では、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援並びに認知症である者、その家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置することとしておりますが、医師会においては前述に記載した瀬戸市在宅医療・介護連携推進事業において、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図る事業を行っており、専門知識を有し豊富な経験を有しております。

したがって、介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援においては、医師会以外の法人等では、委託目的が十分に果たせないと判断されるものです。

以上により、他に委託先として要件を備える団体はないと判断され、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものです。